

事務連絡
令和2年5月22日

各務原市内介護保険サービス事業所
及び有料老人ホーム等の長 各位

各務原市健康福祉部介護保険課長

新型コロナウイルス感染症に係る行事・イベントの開催
及び感染防止対策徹底の継続について（通知）

この度は新型コロナウイルス感染症への感染防止対策に日々御尽力頂き誠にありがとうございます。

令和2年5月1日付け事務連絡にて「3つの密」にあてはまる行事・イベント（運営推進会議、介護・医療連携推進会議を含む）を5月31日（日）まで原則中止、または延期を求めていましたが、岐阜県内において先週「緊急事態宣言」及び「緊急事態措置」が解除され、全国的にも緊急事態宣言が段階的に解除されつつある現状を踏まえ、6月以降の取り扱いについて通知します。

なお「新たな生活様式」の下における感染防止対策の徹底についても併せて周知します。

記

1. 「3つの密」にあてはまる行事・イベント（運営推進会議等を含む）の中止・延期の要請について

「3つの密」にあてはまる行事・イベント（運営推進会議、介護・医療連携推進会議を含む）の原則中止、または延期の要請は、5月31日（日）24時をもって解除します。

しかしながら、運営推進会議をはじめとしたイベント等を開催する場合、手洗い消毒を敢行する、必ずマスクを着用する、参加者の間隔を開ける、換気をこまめにおこなう、参加者の体調を事前に確認する等々、これまでおこなってきた感染防止対策を引き続き徹底していただくと同時に、感染防止対策の徹底が難しいイベント等については引き続き開催を延期していただく等の判断をお願いします。

なお運営推進会議等の開催回数の扱いについては、令和2年4月10日付け発出事務連絡の通りとします。

（参考資料）

- ・各務原市健康福祉部介護保険課長 令和2年4月10日付け事務連絡
- ・各務原市健康福祉部介護保険課長 令和2年5月1日付け事務連絡

2. 「緊急事態宣言」「緊急事態措置」解除後における「新しい生活様式」等に基づいた感染防止対策の徹底について

国の「緊急事態宣言」及び岐阜県の「緊急事態措置」の解除に伴い、日常の生活が戻りつつありますが、諸外国においては制限緩和後に再び感染症が拡大する事例も珍しくありません。

国が示す「新しい生活様式」及び岐阜県が示す「コロナ社会を生き抜く行動指針」を敢行し、引き続き気を緩めず最大限の感染防止対策を取って頂くよう要請します。

(参考資料)

・岐阜県「緊急事態措置等の解除等について」

<https://www.pref.gifu.lg.jp/kinkyu-juyo-joho/gifu-kinkyu-sochi.html>

・「新しい生活様式」の実践例

<https://www.pref.gifu.lg.jp/kinkyu-juyo-joho/gifu-kinkyu-sochi.data/jissenrei.pdf>

・緊急事態措置等の解除等と今後の取組について

https://www.pref.gifu.lg.jp/kinkyu-juyo-joho/gifu-kinkyu-sochi.data/kinkyu_sochi0515.pdf

・岐阜県「コロナ社会を生き抜く行動指針」について

<https://www.pref.gifu.lg.jp/kinkyu-juyo-joho/corona-gifu-koudoushishin.html>

・コロナ社会を生き抜く行動指針

https://www.pref.gifu.lg.jp/kinkyu-juyo-joho/corona-gifu-koudoushishin.data/corona_shishin.pdf

・施設掲示用ポスター

<https://www.pref.gifu.lg.jp/kinkyu-juyo-joho/corona-gifu-koudoushishin.data/corona-shisetsukeijij.pdf>

お問い合わせ先	各務原市 健康福祉部 介護保険課 施設指導係
電話番号	058-383-2067 (直通)
FAX	058-383-6365 (市代表)
Eメール	kaigo★city.kakamigahara.gifu.jp (課代表)

(メール送信時は★を@に置き換えてください)